工事名　朝日町ポンプ場No.3雨水ポンプ設備修繕

特記仕様書

四日市市上下水道局

第１章　総　則

第１節　共通事項

１．本工事は、本特記仕様書等により施工する。
２．施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。ただし、打合せ等により決定した事項が最優先するものとする。
３．受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
４．受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が 5 百万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。
受注時は、契約後 10 日以内とする。
完成時は、工事完成後 10 日以内とする。
登録内容の変更時は、変更があった日から 10 日以内とする。
５．受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
６．隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の請負業者と相互に協力し、施工すること。
７．完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本局の指示に従うものとする。
８．施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
９．工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
１０．施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
１１．当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
１２．工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ実施しなければならない。
１３．受注者は、工事請負代金額 5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）は、原則として工事請負契約締結後 1 ヵ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。
１４．受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）、その他の損害保険等に必要に応じて付さなければならない。
１５．受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければ

ならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
１６．受注者は、施設敷地内へ現場事務所を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。

第２節　特記事項

１．受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、本局の承諾を得るものとする。
２．機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
３．本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
４．本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は本局に確認し、指示を受けなければならない。
５．受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
６．その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第３節　提出書類

１．承諾申請図書　　２部
２．工事写真　　１部
　製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。
　原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさで A4 用紙に印刷し、提出すること。
３．工事打合せ簿　　１部
　本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。
　打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。
　　工事名
　　打合日時・場所
　　受注者名
４．完成図書
（１）内　容
　　一般図（全体平面図）
　　機器図（支給品の機器を含む）
　　工事施工図
　　検査試験成績書
　　取扱説明書
　　設計計算書（必要な場合）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

受注者名（商号または名称のみとする）

（２）作成要領

A4 判金文字入り黒製本　　2 部

電子ファイル（CD 等）　　1 部

（A4 判製本・電子ファイルの内容については、本局の指示による）

第４節　工場検査等

本局が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて本局立ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

本局による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に本局が指示した場合は省略することができる。）

第５節　試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第６節　随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第 8 条第 6 項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第７節　暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（１） 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（３）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第８節　個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第９節　環境配慮事項（該当する項目のみ適用）

１.本工事においては､本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。

２．騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。

３．機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。

４．工事用重機・車輌の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。

５．本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。

６．現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。

７．コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。

８．提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

第１０節　本工事に求める現場代理人等の技術者要件

種類	資格	配置方法
・現場代理人：	国家資格者又は実務経験者	常駐
・主任技術者又は監理技術者：	国家資格者又は実務経験者	建設業法による配置

※本工事の業種は、機械器具設置工事である。

第２章　修繕仕様

１．目的

No.3 雨水ポンプが老朽化しているため、これを撤去し雨水ポンプ（支給品）の据え付け及び吐出配管の更新を行い、機能、信頼性等の回復を図るものである。

２．対象機器仕様

機番：No.3 雨水ポンプ

仕様：形式：電動水中ポンプ、口径：500 ミリ、吐出水量：40m³/分、揚程：5m
　　電動機定格：3 相交流 400V×75kW×60Hz、起動方式：スターデルタ起動

・新たに据え付けるポンプ及び着脱装置一式は、羽津ポンプ場（四日市市大字羽津地内、朝日町ポンプ場より約 4.0km）ポンプ室内に保管のものを支給するので、これを据え付けること。なお羽津ポンプ場ポンプ室にて天井クレーン等の設備を使用してもよい。
・着脱装置の据付にあたって、既存コンクリート底版の補修を必要に応じて行うこと。

３．吐出配管

材質：SGP 500A

接合：突合せ溶接接合、配管支持材：溶融亜鉛めっき形鋼製支持材

塗装仕様：日本下水道事業団　機械設備工事一般仕様書　機器塗装仕様の水上部（屋外）による。

・ 配管最頂部に空気管を設置すること（SGP 80A）。
・ ポンプ着脱装置との接続は、フランジにて行なうこと。
・ 仕切弁及び逆止弁は、不要とする。
・ 既存吐出水槽の外周壁内側面は、別途工事にてコンクリート打ち増しを全面的に行なうので、吐出配管は、当該壁面に対して 700mm 以上の離隔を確保できる経路にて施工すること。

４．電気設備

既設のポンプ用ケーブル及び電線管類を撤去し、新たに据付けるポンプに附属の動力ケーブル及び制御ケーブル（PNCT38mm²-4C、PNCT38mm²-3C、CVV2.0mm²-4C）並びに電線管（厚鋼電線管 G54×2、G16）を、既設プルボックス内端子盤まで付設すること。

またNo.3 ポンプ低水位警報用のレベルスイッチ 1 個は、工事範囲外まで一時撤去し、工事後に復旧すること。ただし既設電線管は、厚鋼電線管 G16 に更新すること。

５．その他付帯工事

・No.3 ポンプ槽は、流入スクリーン部で仮締切し、槽内の水替えを行なうこと。
・ポンプ槽上部の縞鋼板は、配管工事に支障のある範囲で撤去し、既存同等仕様にて更新すること。
・更新する吐出管周囲の点検歩廊は、一時撤去し工事後補修して復旧すること。ただしその範囲は、日常の点検等に支障を来たさないようできるだけ限定すること。
・No.3 ポンプ槽上部のホイスト架台（H形鋼製、H=3m 程度）及び今回工事施工範囲周辺の

鋼製架台及び歩廊類は、再塗装を行うこと。塗装仕様は、3 種ケレンのうえ、ポリウレタン樹脂塗料 2 回塗りとする。

６．構造

本工事にて製作、施工するものは、日本下水道事業団仕様に準拠した構造のものとする。

第３章　工事施工等

第１節　総則

- 工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、また、他工事とも協力し、その使用目的に適した十分な機能を有するものとする。
- 本仕様書に記載されない施工仕様等については、日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書」によるものとする。
- 工事は関係法規に準拠し、美麗にして耐久性に富み保守点検が容易なように施工すること。また、環境に配慮した工事施工に努めること。
- 本ポンプ場は雨水排水を目的とするポンプ場であり常時稼働中の施設であるため、現状を十分把握し、ポンプ場の運営に支障を来たさないよう配慮および協力をすること。また現場施工期間はできるだけ短くし、平成25年8月31日までにNo.3ポンプの試運転等を終え、排水運転が可能な状態にすること。
- クレーン等の重機の使用に際しては、敷地内の路面等を損傷しないように養生を行なうこと。

第２節　工事範囲

１．既設No.3 ポンプ槽流入スクリーンにて仮締切、水替え
２．既設No.3 ポンプ、仕切弁、逆止弁、吐出配管及び関係電気設備の撤去、更新
３．その他付帯工事の施工
４．仮設物の撤去
５．試運転・調整
６．その他必要な事項

※撤去品は、適正処分すること。

[別紙]　　制定　平成１９年１２月１０日
改正　平成２０年　４月　１日
改正　平成２１年　４月　１日

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）第１１条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持

ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第４４条、第４５条、第４７条及び第４８条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。